

平成20年度第2回「農業及び農山村振興に係る第三者委員会」の審議の概要

1 日 時 平成21年3月26日（木）13：00～14：40
2 場 所 和歌山県民文化会館 4階 406号会議室
3 内 容
(1) 審議事項1：事業の成果及び目標の達成状況について
『強い農業づくり交付金』（経営支援課、果樹園芸課、畜産課）

(2) 審議事項2：平成21年度の事業実施計画について
『強い農業づくり交付金』（果樹園芸課）
『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』（経営支援課）

(3) 審議事項3：過去に実施した施設整備に係る事業効果等の追跡調査について

(4) その他

『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』（経営支援課）
『強い農業づくり交付金』（経営支援課、果樹園芸課、畜産課、食品流通課）

4 出席者及び提出資料 別添のとおり

5 審議の概要

提出資料に基づき各担当課から説明を行い、第三者の視点から疑問点や改善点について意見を求めた。

委員会として特に異議はなかった。
主な意見、質問は以下のとおり。

(1) 平成20年度における各種事業評価に対する委員からのご意見

○ 大泉委員長

前回申し上げた点は、県や市町村での事業の位置づけや「和歌山県が目指す農政の目標に対して、本委員会で審議される事業がどのような効果を上げているかも含めて評価すべきである」という意味で申し上げたもので、とは言ひながらも要点を得ずにして事務局に大変ご苦労をおかけした。

後ほど、個別事例をあげてその辺のご説明もあるようなお伺いするとして、国が示した第三者委員会の評価はかなり限定的なものであることは解りましたが、県の設置要綱ではもう少し幅広に意見を申し上げるようになっていますので、そういう意味で審議して参ります。

○田上局長

前回の委員会でのご意見を踏まえ、我々としても過去に実施した事業につきましても、きちっとした評価が必要であるとの認識のもと、本来の委員会の趣旨に加え、一定の評価資料を作成してございますので、後ほどご説明申し上げます。

○事務局

評価報告のうち最後にご説明した畜産課の鶏卵選果機については、目標達成済みとは言い難い実績のため、昨年に引き続き来年度も実績を追跡しつつ、継続評価していく方向でご了解願いたい。

○南出委員

今回の鶏卵選果機については、以前、現地調査でも見せて頂き、農家の努力している状況は把握しているが、卵の販売価格は価格の優等生としてここ数十年、販売単価は変動しておらず、採算面が心配されるがどうか。

○畜産課

鶏卵生産は、生産コストの7割が飼料代のため、採算面では現在はギリギリの状況で耐えている。

○谷 委員

鶏卵については、一年程度評価を延長しても、飼料価格の高騰は収まりそうにない。また、鶏卵は良くスーパー等の特価品として寄せに利用されており、その辺で鶏卵価格をあげる方法はとられているのか。

○畜産課

鶏卵の販売価格については、国とも連携し、大手スーパーなどへ啓発活動等は進めている。

○谷 委員

鶏卵を買う消費傾向は大きく二つに分かれる。少々高くても高級な卵を買う方と、徹底して低価格の卵を買う方があり、県でもこうした高級、高品質の卵を購入する消費者を対象とした取組も必要ではないか。

8個入りパックなどの取組は初めてお聞きするし、何らかの形で販売単価を上げるような方策はないのでしょうか。

○畜産課

各産地ともそれぞれのブランドを掲げて販売しているが、1個何百円もの卵は売れない。現在は、赤玉卵を効果的に活用したブランド化や高付加価値化を目指して頑張っている。

その辺りが難しく、委員からご意見、ご提言を頂ければ有り難い。

○谷 委員

例えば、有名レストラン等と提携して鶏卵を販売して、「〇〇卵使用」とかでブランド価値を高めているような取組もある。

○南出委員

卵も県内県外のいろいろな所から入っている。私は和歌山市内の河北地域に住んでいるが、近所の鶏卵生産農家からの卵が出ていれば、買う消費者も安心するし、地産地消を進めていく品目と思っている。

○大泉委員

経営構造対策の評価資料について達成率の計算方法を教えて下さい。

○経営支援課

(経営構造対策の評価様式について説明)

増加目標に対し実際に増えた数量で達成率を計算している。

○谷 委員 この表では、増加分を右側に示せばもっとわかりやすいのでは?

○大泉委員 強い農業づくり交付金のソフト事業の評価数値について、再度、説明して欲しい。

○果樹園芸課

強い農業づくり交付金では、取組名の欄に「認定農業者等担い手育成の推進」と言う取組があり、この中に農薬飛散防止対策の事業メニューが存在するため、評価報告は担い手育成を推進する活動（農薬飛散防止対策）とした結果、担い手育成が図られたという報告をしています。

次の鳥獣被害の軽減対策も同様で、国の事業メニューでは「農地利用集積の推進」するためのメニューとして鳥獣害対策に関するソフト事業があるため、成果指標としてこうした数値をお示ししている状況です。

実際に、私どもも農薬飛散防止対策が担い手育成に直接的に効果があるものではないことは承知しております。

効果としては別に普及組織から効果データを収集してございます。

○田上局長

次回からこうしたソフト事業の評価数値については、国の様式に拘らず、委員の皆様方にご理解頂きやすい資料なりデータを示して参りたいと考えてございます。

○果樹園芸課

鳥獣被害の軽減対策については、検証事業のため、委員からありました被害額がどれだけ減少したかを検証し、お示しすることは難しいと考えてございます。しかし、検証実験等で、イノシシの被害防止では、例えば「1mの柵は跳び越えたが1.5mにしたら被害防止効果があった」とかの事業効果などは報告は可能です。

○田上局長

ソフト事業については、先程のハード事業と違つて具体的な数値データが揃わないものが多々、技術の普及等ということになりますので、効果測定資料に何らかの工夫をして委員の方々にお示ししたいと思います。

(2) 平成21年度に実施予定の事業計画について

○谷 委員

選果場施設等の統廃合に関する事業は多いのでしょうか。

○経営支援課

J Aの広域合併により統廃合は進んでいる。また、高齢化対応や一元集荷体制による流通対策、対外輸出対応等の観点も含めて進められている。

○谷 委員

紀南地域はどうか。

○経営支援課

紀南地域は、なかなか進んでいない。

○経営支援課長

以前は、各集落単位毎に集荷施設があり農家の代表が選果場長として運営していたが、農家の高齢化とともに農繁期では出役と自家経営で農家負担が大きくなっていた。また、市場流通の変貌に併せ、JAの担当者を統合した集荷施設に常駐させ、販売戦略の実現も含めた集出荷施設の統廃合が進んでいる。

○谷 委員

統廃合に良い面もあるが、市町村合併同様に集出荷施設の統廃合により、農家への負担等は増えていいのか。

○経営支援課長

全てが良いというわけではないが、地元の良さやこだわりの部分を活かした販売戦略が必要となっている。

○田上局長

施設の統廃合により、農家が集荷施設へ持ち込む距離が伸びたという事例はあり、その辺はJAの方で工夫し、農家負担を軽減する必要があると考えている。

○経営支援課

先程のJA紀北かわかみの集出荷施設の統合計画では、選果機能は集約するが、農家からの集荷は既存施設を活用し、統合施設への運搬はJAが行うなど、施設統合により農家負担が増加しないように工夫している。

また、統合施設についてはJAのコスト低減ではなく、農家所得の向上に繋がる施設となるよう指導しています。

なお、紀南地域では紀州中央で野菜・花きの施設統合を実施してございます。

○果樹園芸課

市場流通の変貌が著しく、JAの集出荷施設も川下（消費）に対応した集荷施設（川上）の整備が必要として整備を支援してございます。

(3) 過去に整備した施設の事業効果の追跡調査について

○大泉委員

農産物直売施設の利用農家数は、これ以上増えないのか。

○事務局

売上げが増加しているので、個々の農家の販売量が増えているのではと考えている。

○清水委員

単純にそうとは言えない。やっぱり高齢化等で生産者も減っている。

こうした農産物直売施設は、ある意味、対決の場であり、消費者は自分で新鮮な野菜を目利きし、農家はそれに応える農産物を出荷し、これが信頼関係となつてリピーターを呼ぶのである。

この事例を見ると既存の組織の中で販売額を上げたり、生産を伸ばしたりしているが、「めつけもん広場」はこれまでになかった組織を作り上げ、新たな需要を作り上げて来ており全く異質なものである。

これら辺で、和歌山などの方向に戦略を進めるのかを決める時期ではないか。

○田上局長

県では、大都市圏への市場出荷と直売所を活用した地産地消の両面から取り組む必

要があると考えている。

○清水委員

両方を追うにしてもどちらに力点を置くか?は必要である。

少量で高品質なら単価を上げれば良い。逆に、大量に扱うものは高品質でも単価は伸びない。集出荷施設等の合理化は良いが、本当のブランド化ではない。今後、ブランド化をどのように形で進めるのかが問題である。

○田上局長

みかん等の大型産地への対応は、量販店等を対象とした販売で高収益を求めていく必要があり、一方で中山間地域等では小規模農家等に対応した所得確保対策として、直売施設を活用したブランド化を進めて行く必要があると考えている。

○経営支援課

バランスを踏まえた対策が必要と考えており、本県の主要品目であるみかんや柿などは県外の市場も考えざるを得ない。

しかし、多品目、少量生産のものは品質も良ければ地産地消を進めて行くなど、仕分けした販売戦略が必要と考えられている。

○清水委員

これだけ事業を実施して来ているが、農業従事者は増えていない。

なぜ、農業従事者が増えないのか原因を考えないと前へは進まない。

田辺で完熟うめを買うとキロ400円。同じものを東京で売ると1,200円で売れる。この辺を良く考えて、新しい発想で考えていかないといけない。

地域発想型の取組に光をあてて、是非、農家対策等に活かして頂きたい。

○経営支援課

和歌山の農業を考えたとき、農協を動かしていないといけないと考えている。

我々も呼びかけてはいるが、時間がかかる。

地域の新しい芽を伸ばして行けるよう、農家の所得向上を目標に加工や商品開発も含めて積極的に取り組んで参ります。

終了：14：40

平成 20 年度第 2 回「農業及び農山村の振興に係る第三者委員会」

日時 平成 21 年 3 月 26 日 (木) 13 時 00 分～
場所 県民文化会館 4 階 406 会議室

会 次 第

1 開 会

2 挨 捂 農業生産局長

3 審議事項

(1) 事業の成果及び目標の達成状況について

『強い農業づくり交付金』(経営支援課、果樹園芸課、畜産課)

(2) 平成 21 年度の事業実施計画について

『強い農業づくり交付金』(果樹園芸課)

『農山漁村活性化プロジェクト支援交付金』(経営支援課)

(3) 過去に実施した施設整備に係る事業効果等の追跡調査について

(4) その他

4 閉会

平成20年度第2回

「農業及び農山村の振興に係る第三者委員会」開催要領

1. 目的

強い農業づくり交付金や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等で実施する各種国庫事業の計画内容や目標の達成状況、事業効果等を県から説明し、第三者（国民代表）の意見を聴取しながら透明性の確保と効率的かつ適正な執行を図る。

2. 開催日程

日 時：平成21年 3月26日（木）午後1時～午後3時
場 所：県民文化会館 4階 406号室

3. 協議内容（知事が第三者委員会に諮るべき事項）

- (1) 翌年度の事業実施計画に関する事項
- (2) 事業地区別の各年度における成果についての評価
- (3) その他事業の効率的かつ適正な執行に必要な事項

4. 第2回第三者委員会の進め方

(1) 本年度又は過年度に実施した事業について、施設整備（ハード）事業に関しては当初計画で設定した目標数値の達成状況と成果、推進（ソフト）事業については取組評価報告します。

(2) 前回、大泉委員からご指摘のあった「強い農業づくり交付金」を活用して整備した施設の事業効果を追跡調査した資料を作成しましたので説明します。

(3) 平成21年度に実施予定の計画事業を説明します。

以上の事項を説明し、前回の現地調査等も踏まえて、今後の県の農業・農山村振興施策のあり方等について、第三者としてご意見やご助言を頂戴する予定です。

5. 参集範囲

第三者委員会の委員（別紙委員名簿のとおり）
県農林水産部農業生産局長
事業担当課（果樹園芸課、畜産課、経営支援課）

「農業及び農山村の振興に係る第三者委員会」出席者名簿

日 時 : 平成 21 年 3 月 26 日 13 時 00 ~
 場 所 : 県民文化会館 4F 406号 会議室

所 属	役 職	氏 名	備考
1 委 員	和歌山大学経済学部教授	大泉 英次	
2 委 員	時事通信社和歌山支局長	清水 寿彦	
3 委 員	県くらしの研究会会長	南出 初代	
4 委 員	和歌山社会経済研究所 主任研究員	谷 奈々	

所 属	役 職	氏 名	備考
5 農林水産部 農業生産局	局 長	田上 直美	
6 農業生産局経営支援課	課 長	阪中 栄一	
7 農業生産局果樹園芸課	総括課長補佐	内田 利久	
8 農業生産局畜産課	経営・振興班長	三栖 淑宏	
9 農業生産局畜産課	副主査	地坂 吉弘	
10 農林水産部経営支援課	構造改善班長	那須 隆文	事務局
11 "	主 任	立石 修	事務局
12 "	副主査	湯川 公敏	事務局
13 "	技 師	足立 裕亮	事務局

平成20年度第2回「農業及び農山村の振興に係る第三者委員会」 座 席 表

	○	○	○	○	
	清水委員	大泉委員	南出委員	谷委員	

立石主任	内田補佐	田上局長	阪中課長	三栖班長	司会 那須班長
○	○	○	○	○	○

足立技師		湯川副主査		地坂副主査	
○	○	○	○	○	○

農業及び農山村の振興に係る

第三者委員会について

(設置根拠及び目的)

農業及び農山村の振興に係る第三者委員会設置要綱

(設置)

第1条 農業及び農山村の振興のために実施される国庫補助事業の透明性を確保するとともに効率的かつ適正な執行を確保するため、農林水産部内に農業及び農山村振興に係る第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置するものとする。

(組織)

第2条 第三者委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、県その他の関係団体に属する者以外の者から知事が委嘱する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員の任期は、1年間とする。
- 5 委員は再任ができる。

(委員長)

第3条 第三者委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、第三者委員会を總理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名するものがその職務を代理する。

(委員会の開催)

第4条 知事は、当該事業に係る次条に掲げる事項について、第三者委員会に諮り、その意見を聴くものとする。

(諮詢事項)

第5条 知事が第三者委員会に諮るべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 翌年度の事業実施計画に関する事項
- (2) 当該年度の事業の執行状況
- (3) 事業地区別の各年度における成果についての評価
- (4) 事業の実施に関する意見、苦情等
- (5) その他事業の効率的かつ適正な執行に必要な事項

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農林水産部農業生産局経営支援課において処理する。

(費用弁償)

第7条 委員に支給する費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）別表第1の規定によるその他の職員に支給する旅費相当額とする。

(報酬)

第8条 報酬の額は、日額6,000円とする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

この要綱は、平成13年3月28日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

強い農業づくり交付金実施要綱（抄）

第1 趣旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物の急速な代替、農業従事者の高齢化、兼業化の進行と共に伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処するため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」により、多様化・高度化している消費者・実需者ニーズに即した農業生産の推進、地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図り、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むことが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質・高附加值化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積の促進及び食品流通の合理化等、地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進するものである。

第2 目的

強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に向け設定する政策目標の達成に資するものとして行うものとする。

- (1) 産地競争力の強化
- (2) 経営力の強化
- (3) 食品流通の合理化

（略）

第9 指導推進等

1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。

2 対策の適正な執行の確保

(1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、別に定めるところにより、本対策の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。

(2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聞く体制を整えるものとする。
ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

1)～第7〔省略〕

第8 事後評価等

1 事後評価

交付対象事業に係る事後評価は、次に定めるところにより、当該活性化計画が終了する年度の翌年度に行うものとする。

(ア) 計画主体は、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。

(イ) 計画主体は、(ア)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した評価を農林水産大臣に報告するものとする。

(ウ) (イ)の規定により、農林水産大臣に行う報告は、沖縄県知事又は沖縄県の市町村長にあっては内閣府沖縄総合事務局長を経由して報告するものとする。

(エ) 農林水産大臣は、(イ)の規定により評価の報告を受けたときは、その結果を踏まえて、翌年度以降の交付金の配分を適正に行うものとする。

2 改善計画

(オ) 1の事後評価の結果、交付対象事業別概要に定められた目標の達成状況が低調である場合、計画主体は、その要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、公表するものとする（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。

(カ) 計画主体は、(オ)の規定により聴取した第三者の意見を付して、公表した改善計画を農林水産大臣に提出するものとする。

(キ)～(ク) 〔省略〕

2) 交付金の適正な執行の確保

3 計画主体は、事業実施主体による交付対象事業の実施について総括的な指導監督を行ふとともに、必要に応じて、学識経験者等第三者、関係機関又は関係団体からの意見の聴取や地域における説明会等を通じて、活性化計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な交付対象事業の執行を確保するものとする。

以下省略

資料2

国庫交付金を活用した各事業毎の目標達成状況
及び事業成果に係る評価について
(H20年度を目標年度とする事業分)

経営構造対策事業等

平成20年度において最終目標年度を迎えた経営構造対策等の事業評価及び事業実施状況報告対象地区

別紙

整理番号	振興局	事業区分	計画主体 (地区名)	実施年度		完了年度		事業評価	事業主体	整備内容
				ハード	ソフト	ハード完了	完了報告			
1	海草	経営構造対策 (担い手緊急)	J Aながみね (海南地区)	18	—	18	18	18~20	J Aながみね	農産物直売施設「とれたて広場」
2	有田	経営構造対策 (担い手緊急)	有田川町 (有田川町中部地区)	18	—	18	18	18~20	有田川スマートフレーム研究会	低コスト耐候性ハウス
3	日高	経営構造対策 (一般地区)	みなべ町 (みなべ地区)	16~19	16~18	19	19	16~20	みなべ町	女性アグリサポートセンター、農道、梅畠パイプライン(灌水施設)

強い農業づくり交付金関連

経営構造対策事業認定地区の目標達成状況

認定年度	市町村名	地区名	目標名	計画時	目標達成プログラム					目標の達成状況	施設等の利用状況及び担い手の受益割合							達成状況	施設運営収支状況			
					(上段: 計画 中段: 実績 下段: 達成率)						年度別利用状況等											
					1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目		1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目							
18	JAながみね (海南市、紀美野町)	海南地区	認定農業者の育成(人)	340	355	361	362			○	産地形成促進施設とれたて広場(農産物直売所)	利用状況(千円)	214,225	619,567	745,000				○	○		
					367	381	409															
					180.0	195.2	313.6															
	有田川町		担い手への農地利用集積(ha)	675.6	704.6	732.1	732.6			○												
					764.9	793.2	795.9															
					307.9	208.1	211.1															
18	有田川中部地区		認定農業者の育成(人)	129	146	148	150			○	低コスト耐候性ハウス	利用状況(本)	整備中	866,274	1,000,000				○	○		
					175	169	179															
					270.6	210.5	238.1															
	25		担い手への農地利用集積(ha)	250	265	267	276			○												
					296	286	307															
					306.7	211.8	219.2															
	25		家族経営協定の締結(件)	25	28	30	32			○												
					32	32	32															
					233.3	140.0	100.0															
16	みなべ町 (旧南部川村)	みなべ地区	認定農業者の育成(人)	115	125	130	135	138	140	○	女性アグリサポートセンター	利用状況(%)	整備中	74.9	81.7	88.6	92.6		○	○		
					148	154	158	141	142													
					330.0	260.0	215.0	113.0	108.0													
	957		担い手への農地利用集積(ha)	957	962	965	967	978	980	○												
					952	967	979	981	982													
					-100.0	125.0	220.0	114.3	108.7													
	32		新規就農者の確保(人)	32	40	48	52	56	60	○												
					41	48	58	63	66													
					112.5	100.0	130.0	129.2	121.4													
	177		梅作付面積(ha)	177	179	181	183	185	187	○												
					188	193	196	197	197													
					550.0	400.0	316.7	250.0	200.0													
	2,655		梅販売計画(t)	2,655	2,685	2,715	2,745	2,775	2,805	○												
					2,820	2,895	2,940	2,955	2,955													
					550.0	400.0	316.7	250.0	200.0													

注1：実績数値は、2月末時点での3月末の実績見込み数値。

注2：目標達成プログラムで示した目標達成については、100%達成の場合に○を記載しています。

注3：施設の利用状況では計画利用量の70%以上の利用実績があれば○、たま施設運営の収支状況では収支計画に対して収支実績が80%以上を達成した場合に○を記載しています。

別記様式1-(2)

事業実施主体等取組評価報告書(経営力の強化を目的とした推進事業)

(都道府県名:和歌山県)

市町村名 (又は地区 名)	事業実施 主体名	政策目的	政策目標	取組名	計画策定時		事業実施後(目標年度)		目標 達成 状況 B/A	都道府県による点検 評価結果(所見)	県担当課
					成果目標(A)	事業内容(計画)	成果目標に対する 成果実績(B)	事業実績			
県全域	和歌山県	経営力の 強化	担い手の 育成・確保	認定農業 者等担い 手育成の 推進	年度増加目標 120経営体	農薬の飛散防止対策、農薬低減技術及び農薬の安全使用の推進のため ・技術検討会の開催 ・研修会の開催 ・情報収集活動等 ・展示ほの設置	120経営体増加	農薬の飛散防止対策、農薬低減技術及び農薬の安全使用の推進のため、関係機関と連携しつつ、各振興局において技術検討会などを開催した。 また、ソルゴー障壁などの飛散防止技術の展示ほ(6箇所)を設置し、技術の普及を図った。	100%	担い手を中心に農薬飛散防止や安全使用に関する技術支援等を行った。その結果、新規認定は197経営体増加したが、再認定において高齢化等の理由より77経営体減った。	果樹園芸課
県全域	和歌山県	経営力の 強化	担い手への 農地利 用集積の 促進	農地利用 集積の推 進	農地利用集積率 25%	鳥獣被害の軽減を図るため ・研修会の開催 ・情報収集活動等 ・展示ほの設置	25%	イノシシやシカ等による被害を軽減するため、各振興局において研修会を開催するとともに、忍び返しなどを用いた防護柵の展示ほを設置し技術の普及を図った。	100%	鳥獣害が軽減し、また、農地の利用集積が図られた。	果樹園芸課

(注)1.「都道府県による点検評価結果(所見)」には、都道府県としての事業実施主体ごとの目標達成状況に関する評価を記載するとともに、目標未達成の場合には今後の改善指導方策を記載する。

2.複数の項目を成果目標として掲げている場合、成果目標の達成率は、それぞれの項目の達成率の平均値とする。

3.成果目標として定性的なアウトカム目標を設定している事業実施主体については、「目標達成状況(B/A)」欄は「-」とする。

別記様式2

都道府県事業実施状況報告書

1. 推進事業(全取組共通)

政策目標	取組名	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況				成果目標の具体的な実績	備考
			計画時 (平成19年度)	事業実施後 (平成20年度)	目標 (平成20年度)	達成率		
担い手の育成・確保	農薬飛散防止普及活動緊急支援	認定農業者の育成	3,460経営体	120経営体増加	年度増加目標 120経営体	100%	担い手を中心に農薬飛散防止や安全使用に関する技術支援等を行った。その結果、新規認定は197経営体増加したが、再認定において高齢化等の理由により77経営体減った。	果樹園芸課
担い手への農地利用集積の促進	新技术活用優良農地利用高度化支援	農地利用集積の促進	24.40%	25%	25%	100%	農地の利用集積を促進するため、鳥獣害被害対策のための研修会の開催や展示ほを設置した。その結果、農地利用集積率が0.6%増加した。	果樹園芸課

2. 整備事業

(産地競争力の強化を目的とする取組 及び 食品流通の合理化を目的とする取組用)

(和歌山県 平成20年度)

市町村名 (または 地区名)	事業実施 主体名	政策目的	取組の分 類	作物等の 区分 (対象作 物・畜種 等名)	政策目標	成果目標 の具体的 な内容	事業実施後の状況						成果目標の具体的 な実績	事業内容 (工種、施設区 分、構造、規格、 能力等)	事業費 (千円)	負 担 区 分 (P)				完了年月 日	備考
							計画時 (平成17年)	1年後 (平成18年)	2年後 (平成19年)	3年後 (平成20年)	目標値 (平成20年)	達成率			交付金	都道府県 費	市町村費	その他			
印南町	切目川施設 組合	産地競争 力の強化	輸入急増 農産物に おける産 地構造改 革の推進	野菜（ミ ニトマト）	輸入急増 農産物に おける国 産シェア の奪回	高付加価 値化 (印南町 のミニト マト栽培 面積にお けるブラン ド品（赤糖 房、優糖 星）栽培 面積の割 合)	85% (2.31ha / 2.71ha)	85% (2.31ha / 2.71ha)	88% (2.87ha / 3.27ha)	90% (2.94ha / 3.27ha)	91% (3.01ha / 3.29ha)	99%	ミニトマトの栽培 面積が0.56ha増 加し3.27haとな る一方、ブランド 品である赤糖房、 優糖星は0.7haと 増加の3.01haと なり、その割合は 90%となった。	低コスト耐候性ハ ウス 20棟 15,640m ²	223,650	111,825	4,473	107,352	平成20.9.15		

(注) 1 別紙様式1号の2-1に準じて作成すること。

2 要領第1の(2)の(ア)及び(イ)場合にあっては、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。

3 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。

2. 整備事業

(産地競争力の強化を目的とする取組 及び 食品流通の合理化を目的とする取組用)

(和歌山県 平成20年度)

市町村名 (又は 地区名)	事業 実施 主体名	政策 目的	取組の 分類	作物等の 区分 (対象作物・ 畜種等名)	政策目標	成果目標 の具体的 な内容	事業実施後の状況							成果目標の 具体的な実績	事業内容 (工種、施設区 分、構造、規格、 能力等)	事業費 (千円)	負担区分(千円)				完了年月 日	備考
							計画時 (H16年)	1年後 (H17年)	2年後 (H18年)	3年後 (H19年)	4年後 (H20年) (延長1年目)	目標値 (H19年)	達成率	交付金	県費	市町村費	その他					
橋本市	橋本市 養鶏農 業協同 組合	生産性 の向上	食肉等 流通体 制整備 (鶏卵)	採卵鶏	生産性 の向上	月別 生産量 の把握	16.0t/日	16.0t/日	15.4t/日	14.7t/日	15.0t/日	22.4t/日	-16%	前年度に引き 続き飼料高騰の 影響により売上 利益の向上が 厳しい状況にあ る。 こうしたことか ら今後、ニーズ の多様化に伴う 8個入りパック の導入や赤玉 比率を高めるこ とで優位販売に つなげ利益確保 を図ることにより 利用量の増加 に努めたい。	洗卵選別機 (5万卵/時) 1式	107,700	35,900	0	5,385	66,415	平成18 年3月6 日	

(注)1 別紙様式1号の2-1に準じて作成すること。

2 要領第1の(2)の(ア)及び(イ)場合にあっては、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。

3 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。

資料3

平成21年度実施予定の事業計画について

強い農業づくり交付金等の実施予定事業費一覧

単位：千円

区分	事業費 (千円)	事業費	
		国費	県費
経営力の強化	237,370	120,085	9,382
ソフト	2,800	2,800	0
ハード	234,570	117,285	9,382
産地強競争力の強化	1,899,620	912,862	0
食品流通の合理化	150,433	50,144	0
農山漁村の活性化	1,933,910	966,955	0
合 計	4,221,333	2,050,046	9,382

平成21年度ハード事業の実施計画について

【担当課：果樹園芸課】

政策目的	政策目標	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)			備 考
							国費	県費	
産地競争力 の強化	品質向上	果樹 (温州みかん)	有田川町	マル賢共選組合	みかん非破壊選果機 一式	296,100	141,000	0	
産地競争力 の強化	生産性の向 上	果樹 (梅)	みなべ町	みなべいなみ農業 協同組合	小規模土地基盤整備(改植)	34,752	17,139	0	
産地競争力 の強化	生産性の向 上	果樹 (梅)	田辺市	紀南農業協同組合	小規模土地基盤整備(改植)	30,000	15,000	0	
合 計						360,852	173,139	0	

平成21年度ソフト事業の実施計画について

【担当課：果樹園芸課】

政策目的	政策目標	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)			備 考
							国費	県費	
経営力の強化	担い手の育成・確保	農薬飛散防止普及活動緊急支援	県全域	和歌山県	農薬の飛散防止対策、農薬低減技術及び農薬の安全使用の推進のため、関係機関と連携しつつ技術検討会の開催や情報収集活動及び研修会の開催などを実施する。	2,800	2,800		
経営力の強化	担い手への農地利用集積の促進	新技術活用優良農地利用高度化支援	県全域	和歌山県	鳥獣による被害軽減を図るため、研修会の開催や展示ほの設置などに取り組む。	3,000	3,000		
合 計							5,800	5,800	0

平成21年度ハード事業の実施計画について

【担当課：経営支援課】

政策目的	政策目標	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)			備 考
							国費	県費	
農山漁村 の活性化	農山漁村 の活性化	農山漁村 活性化プ ロジェクト支 援交付金	紀の川市	J A 紀の里	東部流通センター（旧那賀町エリア） ○集出荷施設 鉄骨平屋建て7,250m ² 建物付帯工事（外構他） ○腐敗果処理施設 ○工事雑費他	122,300	61,150		集出荷施設周辺の舗装等の外構 腐敗果実の処理施設等の整備
					西部流通センター（旧桃山町エリア） ○集出荷施設付帯工事（外構他） ○糖酸センサー式柿・桃選果施設 ○G I Sシステム（果樹園地登録） ○工事雑費他	907,500	453,750		集出荷施設周辺の舗装等の外構 柿・桃の糖酸センター選果機 (対外輸出機能を備えた整備) G I S情報処理機（果樹園地と果実品 質データと連動させた登録システム） 他
		伊都広域 (橋本 市・かつ らぎ町)	J A 紀北 かわかみ		ヤマハシ選果場（橋本市河北エリア） ○糖酸センサー式柿選果機	595,000	297,500		【事業の概要】 橋本市の紀の川以北地区の選果機整備 柿糖酸センサー選果機の整備 能力98.6t／日処理
					かつらぎ中央総合集出荷施設 ○集出荷施設 鉄骨2階建て 20,000m ² 建物施設の実施設計	60,000	30,000		【事業の概要】 かつらぎ町内の5地区の集出荷施設の 統合集荷施設の新設 糖酸センター式柿・桃選果機 (対外輸出機能を備えた整備) 予冷・脱渋施設、G I S情報処理機他
合 計						1,684,800	842,400	0	

資料4

農業・農山村振興施策の事業効果に係る追跡調査について

- 国庫交付金等で整備された施設の事業効果（3事例）

過去に実施した各施設の事業効果に係る追跡調査結果

(1) 農産物集出荷施設（果樹選果場）

《紀北かわかみ農協 マルい集出荷施設の例》

事業名：経営構造対策事業

事業実施年度：平成17年度

事業費：13億3千万円（国庫補助6億3千万円）

○ 事業目標	現状(H17)	目標(H20)
①認定農業者の育成	67名	132名 (197%)
②農地利用集積面積	142ha	258ha (181%)
③農地利用集積率	19.5%	35.3% (16%UP)
④柿前進出荷(環状剥皮)	209t	430t (206%)
⑤園地台帳の整備	0件	903件(改増)

(2) 目標の達成状況とその後の状況

【施設整備による効果】



★マルい1号選果場とマルい2号選果場を統廃合

☆施設維持では20%コストダウンを実現
出荷ロットの拡大で品揃え強化

★カラーグレーダー選果に加え
糖酸センサーで内部品質を保証

☆市場評価が向上
販売単価が7~22%アップ



★果実選果時の品質データの活用

☆選果データを活用した園地単位の技術指導で、より高品質な果実生産を目指す。

〔例：シルバーマルチの敷設
環状剥皮による前進出荷〕

○施設の利用実績に対する追跡調査

目 標 項 目	目 標 数 値	前 年 実 績	1 年 目 (H17)	2 年 目 (H18)	3 年 目 (H19)	4 年 目 (H20)
認定農業者数 (人)	実数	132	67	85	120	130
	増減率	197%		127%	179%	194%
農地利用集積面積 (ha)	実数	257.6	142.1	167.4	200.15	213.88
	増減率	181%		118%	141%	151%
農地利用集積率 (%)	実数	35.3	19.5	22.9	27.4	29.2
	増減率	181%		117%	141%	150%
雇用者延人数 (人)	実数	123	236	105	105	105
	増減率	52%		0%	44%	44%
施設利用農家数 (戸)	実数	576	616	551	551	551
	増減率	94%		0%	89%	89%
農産物取扱量 (t)	実数	5,307	5,687	4,469	5,114	4,656
	増減率	93%		0%	79%	82%
農産物(柿)売上額 (百万円)	実数	1,250	1,248	1,213	1,277	1,134
	増減率	100%		0%	97%	102%
施設維持コストの 低減(千円/年)	実数	91,569	95,910	87,016	82,424	76,064
	増減率	95%		0%	91%	86%
品質向上効果 (品目:柿Kg/円)	実数	220	216	263	246	231
	増減率	102%		0%	122%	114%

(3) 農産物直売施設

《紀の里農協 めっけもん広場の例》

事業名：地域連携確立基盤確立農業構造事業

事業実施年度：平成11年度

事業費：1億7,850万円（国庫補助8,500万円）

施設延床面積：約1,000m²

- 事業目標 目標(H16)
- 農産物販売額 3億6千万円

(4) 目標の達成状況とその後の状況

【施設整備による効果】



★県下初の広域圏を対象とした農産物直売所を開設

☆和歌山市や泉南地域を中心にドライブ気分で田舎との交流が促進

★高齢者・小規模農家対策として、朝どりの新鮮さと顔の見える販売が大好評

☆地産地消で流通コストを削減
1人当たりの購買単価が年々上昇。
【2,200円/人→3,160円/人(138%)】

☆地域雇用や販売額の大幅アップに貢献。



★都市との交流活動への発展

☆体験農業へ発展、農村地域の新たな活性化策として拡大が期待される。

○施設の利用実績に対する追跡調査

目標項目	目標数値	事業実施初年度	1年目(H12)	2年目(H13)	3年目(H14)	4年目(H15)	5年目(H16)	6年目(H17)	7年目(H18)	8年目(H19)
平均販売単価(円)	実数 2,290	2,290	2,290	2,549	2,741	2,950	2,990	3,136	3,157	3,200
	増減率 100%		100%	111%	120%	129%	131%	137%	138%	140%
農産物売上額(百万円)	実数 363	1,401	1,401	2,828	2,282	2,416	2,355	2,508	2,530	2,600
	増減率 26%		100%	202%	163%	172%	168%	179%	181%	186%
雇用者実人数(人)	実数 28	28	28	51	50	53	53	46	45	42
	増減率 100%		100%	182%	179%	189%	189%	164%	161%	150%
施設利用農家数(戸)	実数 1,918	1,503	1,503	1,640	1,503	1,508	1,518	1,454	1,484	1,560
	増減率 128%		100%	109%	100%	100%	101%	97%	99%	104%
交流人口数(レジ通過者数)	実数 600	600千人	612	796	832	819	788	800	801	808
	増減率 100%		102%	133%	139%	137%	131%	133%	134%	135%
加工品等売上額(百万円)	実数 200	200	247	375	383	374	367	385	392	369
	増減率 100%		124%	187%	192%	187%	183%	193%	196%	184%
視察団等の受入(延べ人数)	実数 74	74	74	122	129	110	57	45	50	50
	増減率 100%		100%	165%	174%	149%	77%	61%	68%	68%

○農産物販売額：H19年度は25億3千万円の売上げで日本一
毎年、事業費の14~15倍

○実雇用者数：現在42名を雇用

○交流人口（レジ通過者）：毎年80万人前後をキープ

○調査・視察等受入：毎年50件前後（整備後9年経過）

◇新たな取組への挑戦

現在、施設の一部を改造し軽食材供給施設(イトイン)を整備中、完成後は地元農産物を活用した「おにぎり」や「ジェラート」等の提供で直売施設の幅を広げリピーターの確保を目指す。

(5) 農産物生産施設（低成本耐候性ハウス）

《みなべいなみ農協 赤糖房施設組合の例》

事業名：経営構造対策事業

事業実施年度：平成17年度

事業費：1億3,650万円（国庫1/2、県費5%）

施設延床面積：約9,536m²



○ 事業目標	現状(H17)	目標(H20)
①認定農業者の育成	81名	100名 (123%)
②農地利用集積面積	322ha	332ha (103%)
③農地利用集積率	58.5%	60.3% (1.8%UP)

(6) 目標の達成状況とその後の状況

【施設整備による効果】



★ 31a のパイプハウス栽培を規模拡大し
95a の低成本耐候性ハウスを導入

【H20は6,600万円の売上げを実現、
実施前の3倍に施設経営を拡大】

☆台風等の気象災害に左右されない
安定経営を実現

★ミニトマト生産の安定

耐候性ハウスのため強風に強く、
果実品質も向上

☆高糖度ミニトマトとして、市場
評価がアップ

販売単価も9%アップ



★施設の維持管理コストの低減

硬質プラスチックフィルムの使用で台風等の異常気象でも安心

【夜間見回り等の労力も大幅減】

☆施設維持コストを削減

被覆資材の張り替えが5年に一度でOK。費用も4割に抑制

《従来の張替作業》

【塩ビフィルム22万円で1年→硬質フィルム45万円で5年】

張替作業も大幅減少、労働時間も短縮（5回→1回に）

○施設の利用実績に対する追跡調査

目 標 項 目	目標数値	事業実施 初年度	1年目 (H17)	2年目 (H18)	3年目 (H19)	4年目 (H20)	5年目 (H21)
認定農業者数 (人)	実数	100	81	81	96	108	113
	増減率	123%		100%	119%	133%	140%
農地利用集積面積 (ha)	実数	331.6	321.6	321.6	324	329.7	330.3
	増減率	103%		100%	101%	103%	104%
農地利用集積率 (%)	実数	60.3	58.5	58.5	58.9	59.9	60.1
	増減率	103%		100%	101%	102%	103%
農産物生産量 (t)	実数	56.7	18.4	18.4	25.1	49.7	51.7
	増減率	308%		100%	136%	270%	281%
施設栽培面積 (a)	実数	95.36	31	95.36	95.36	95.36	95.36
	増減率	308%		308%	308%	308%	308%
農産物売上額 (千円)	実数	68,914	22,403	22,403	26,627	62,232	66,726
	増減率	308%		100%	119%	278%	298%
施設維持コストの 低減（千円/10a）	実数		1,310	0	0	0	499
	増減率	0%		0%	0%	0%	38%
労働時間の削減 (h)	実数		100	0	0	0	20
	増減率	0%		0%	0%	0%	20%
後継者の育成 (人)	実数	1	1	1	1	3	4
	増減率	100%		100%	100%	300%	400%
品質向上効果 (品目:ミニトマト)	実数	1,190	1,190円/kg	1,300	1,300	1,300	1,300
	増減率	100%		109%	109%	109%	109%

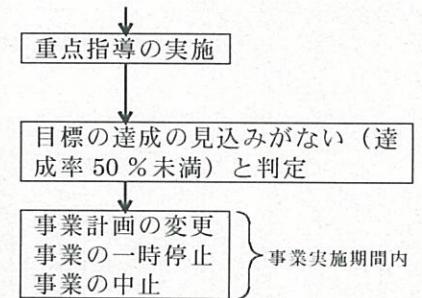
資料5

第三者委員会による事業評価基準について

II 経営構造対策事業

1 関係通知における評価関連の規定

規定の内容	備考
<p>【農業経営総合対策実施要領】</p> <p>第6 事業の評価</p> <p>対策事業の事業実施主体等は、事業計画に定められた目標の達成状況について次に掲げるところにより、評価を行うものとする。</p> <p>1 評価の手続</p> <p>(1) 事業評価</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町村が事業実施主体である場合 第3の4の(2)のアの(イ)により事業計画を作成した市町村長は、毎年度、事業計画に定められた目標の達成状況について、評価を行い、その結果を都道府県知事に報告するものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 計画主体における事業評価 第3の4の(2)のイにより事業計画を作成した計画主体が評価を行う場合の手続については、イの規定を準用するものとする。この場合において、「市町村長」は「計画主体」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 点検評価 (1)のイからオまでにより事業評価の報告を受けた都道府県知事は、報告された事業評価について点検評価を行い、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。</p> <p>2 改善計画 都道府県知事は、1の(2)の点検評価の結果、事業計画に定められた目標及び計画の達成が見込まれないものと判定したときは、当該事業実施主体等に対して改善計画を提出させるなど適切な措置を講じるものとする。</p> <p>3 評価結果の公表 事業評価及び点検評価を行った事業実施主体等及び都道府県知事は、その結果を、毎年度、公表するものとする。</p>	<p>【農業経営総合対策事業の実施について】</p> <p>別記 1 経営構造対策事業の実施について</p> <p>1 経営構造対策事業</p> <p>(9) 事業の評価</p> <p>ア 事業評価 (ア) <u>要領第6の1の(1)の才において準用する要領第6の1の(1)のイの評価</u>は、事業計画認定年度から原則として目標年次まで行うものとし、評価の結果の報告は、別記1様式6-1号又は様式6-2号の経営構造対策事業計画評価表（以下別記1の1において「評価表」という。）により行うものとする。 (イ) (ア)の報告の期限は、当該年度の翌年度の4月末日までとする。</p> <p>イ 点検評価 <u>要領第6の1の(2)の点検評価の報告は、評価表に都道府県マネジメント組織の所見を添付して行うものとし、報告の期限は、当該年度の翌年度の5月末日までとする。</u></p> <p>ウ 重点指導 (ア) 点検評価の結果、<u>目標達成プログラムの全部又は一部の達成率が70%未満である地区</u>（以下別記1の1において「重点指導地区」という。）においては、都道府県知事は、市町村長等に対して<u>地域の農業者等の合意に基づく別記1様式第6号-3の改善計画書を提出させ、遅滞なく地方農政局等に送付する</u>とともに、<u>経営構造コンダクター（農業経営総合対策推進事業の実施について（平成14年3月29日付け13経営第7014号経営局長通知）別記4の第1の1の(2)に規定するものをいう。以下別記1において同じ。）による計画主体及び事業実施主体に対して重点的な指導助言（以下別記1の1において「重点指導」という。）を行うなど、目標達成のための改善措置に努めるものとする。</u></p> <p>17年度以降の報告にあっては都道府県の所見を附すこと。</p> <p>ウの規定は、目標達成プログラムの点検評価結果に関する規定であること。（目標年次以後についてはエに規定）</p> <p>重点指導の基準であること。（目標の達成基準ではないこと。）</p> <p>都道府県は地域の合意に基づいたものか否かを確認すること。</p> <pre> 目標達成プログラムの達成率が 70%未満 ↓ 改善計画の提出 </pre>



都道府県は地域の合意に基づいたものか否かを確認すること。

(イ) 重点指導地区の市町村長等は、都道府県知事に対して別記1様式第6号-4の改善結果書を当該年度の翌年度の2月末日までに報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は遅滞なく地方農政局長等に報告するものとする。

(ウ) 都道府県知事は、重点指導の結果、都道府県に設置されている第三者機関（以下別記1において「第三者機関」という。）の意見を聴いた上で当該目標の達成の見込みがないものと判定したときは、当該市町村長等に対して地域の農業者等の合意に基づき事業計画を変更させる又は事業を一時停止若しくは中止させるなど、適切な措置を講ずるものとする。

なお、目標の達成の見込みがないものとは、経営構造コンダクターによる重点指導の結果が、点検評価時の目標に対して達成率が50%未満である場合をいうものとする。

(エ) (ア) 又は(ウ)において、都道府県知事が、当該達成率の低い理由が、自然災害、土地収用等事業実施主体の責に帰すべきものでないと、第三者機関の意見を聴いた上で認めた場合には、これらの規定に基づく措置をとることを要しない。

(オ) (ウ)の事業を一時停止した場合において、重点指導の結果、目標達成のための合意形成等が図られ、改善されると都道府県知事が第三者機関の意見を聴いた上で認めた場合においては、市町村長等は事業の再開を行うことができるものとする。

工 目標年次以降の措置

(ア) 都道府県知事は、事業計画の目標年次における点検評価の結果、目標の全部又は一部が達成されない場合には、アの(ア)の評価期間の定めにかかるらず、ア及びイに定める評価手続を継続するものとする。

(イ) 目標が達成されない地区においては、都道府県知事は、市町村長等に対して地域の農業者等の合意に基づく目標達成年間行動計画を提出させるとともに、経営構造コンダクターによる計画主体及び事業実施主体に対する指導助言を行い、目標の達成に努めるものとする。

(ウ) (イ)において、目標年次の翌年度の点検評価の結果、全国共通目標及び地域提案目標の全部又は一部が達成されない場合には、都道府県知事は、第三

全ての目標であること。

原則1年間。

都道府県は地域の合意に基づいたものか否かを確認すること。

都道府県において対応。（国への報告義務はないが、農政局はその状況を把握すること。）

地区選択目標は除く。

者機関の意見を聴いた上で、原則として事業を取り止めるなど、適切な措置を講ずるものとする。

(エ) (ウ)において、都道府県知事が、第三者機関の意見を聴いた上で、当該目標が達成されなかつた理由が、自然災害、土地収用等事業実施主体の責に帰すべきものないと認めた場合には、当該規定に基づく措置をとることを要しない。

才 評価体制

アの評価及びイの点検評価は、それぞれ市町村マネジメント組織及び都道府県マネジメント組織又はその部会等において行うものとする。

力 評価結果の公表

要領第6の3の評価結果の公表については、広報誌やインターネットのホームページへの掲載等により広く関係者等に公表するものとする。

(10) 機械及び施設の整備後の指導等

機械及び施設の整備後の管理運営に係る指導等については、下記のとおりとする。

ア 機械及び施設の利用状況

市町村長等は、機械及び施設の稼働開始の翌年度から目標年次の翌年度まで、前年度の(4)の力の(ウ)の機械及び施設の利用計画に対する利用状況を把握し、その結果を評価表に添付して報告するものとする。

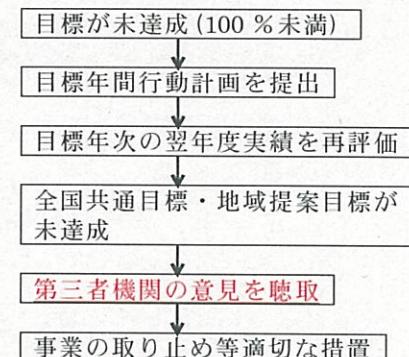
イ 機械及び施設の利用に関する改善計画の作成

都道府県知事は、アの報告により施設の利用状況を把握した結果、次の事項に該当する場合には、事業実施主体にその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況を報告せるものとする。また、都道府県知事は、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

(ア) 利用計画に対する利用状況が70%未満の状況が3年間継続している場合。

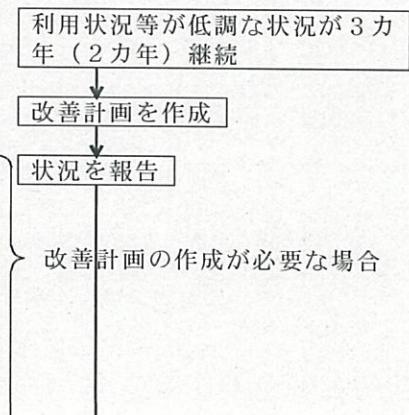
(イ) 担い手の受益割合が(4)の力の(オ)に定める割合未満の状況が3年間継続している場合。

(ウ) 処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設について、施設で取扱う農畜産物の仕入れ・委託販売額のうち地域内農畜産物の仕入・委託販売額の割合が50%未満の状況が2年間継続している場合又は施設の収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合、若しくは収入計画に対する収入実績



評価項目ではないが、施設等の適切な利用に向けての取組に遗漏のないよう留意のこと。

平成16年10月に勧告された「農業経営構造対策に関する行政評価・監視」で施設等の利用が低調等として指摘を受けた地区については、特にも早急な改善を図ること。

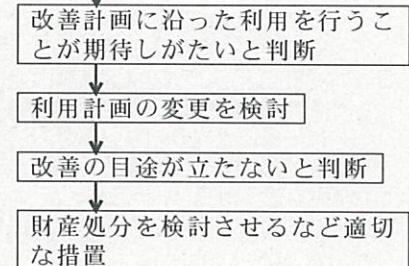


の割合が70%未満の状況が3年間継続している場合。

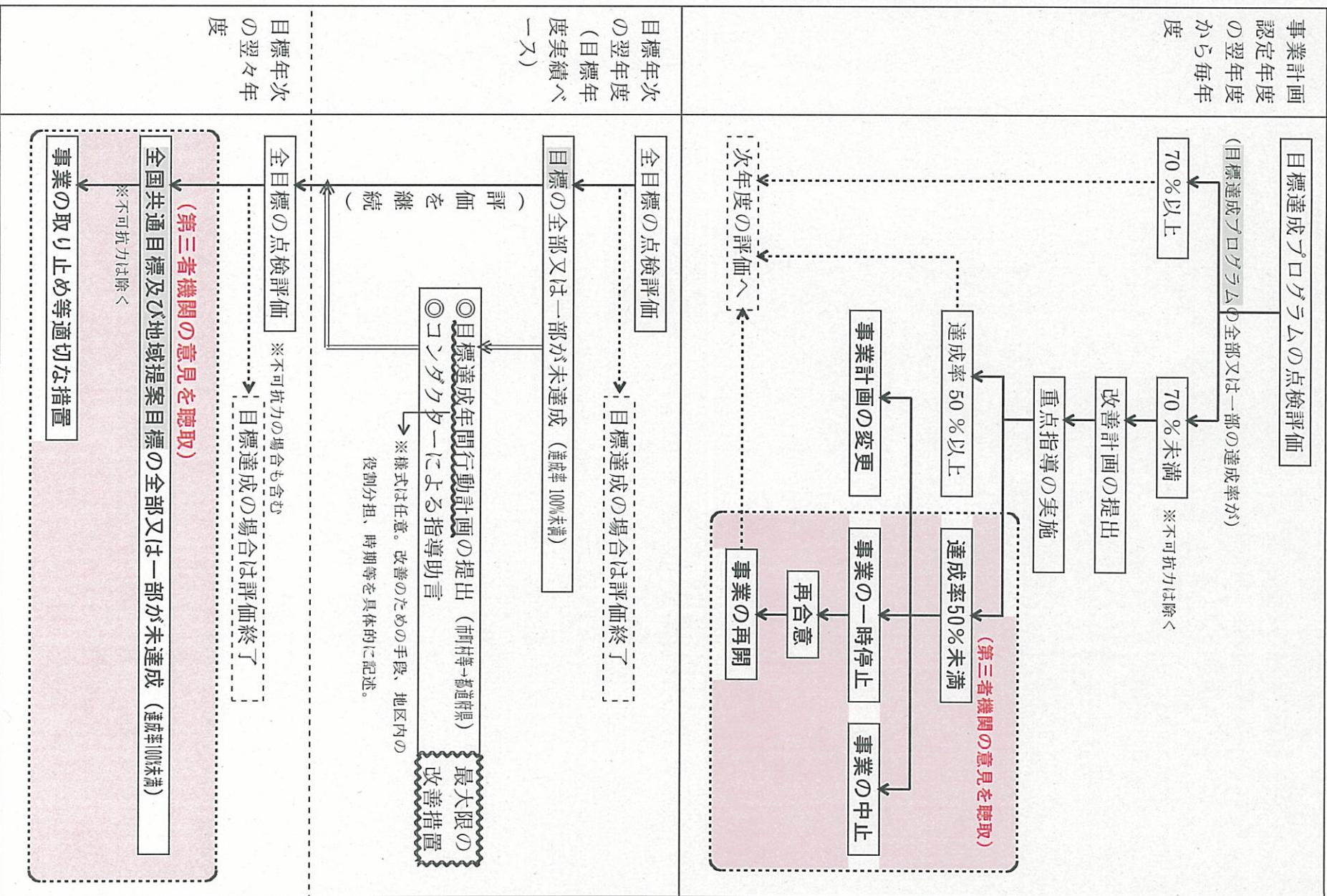
ウ 施設の有効活用

都道府県知事は、計画主体に対し、イの（ア）及び（ウ）について改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断される場合には、「経営構造対策補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（平成12年3月29日付け12構改B第329号構造改善局長通知）第5の6に基づき、機械及び施設等の利用計画の変更を検討させるものとする。

なお、この場合において、改善の目途が立たないと判断されるときは、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づく補助金の交付決定に際して付した条件に基づく財産処分を検討させるなど、それぞれの実態に応じた適切な処置を行わせるものとする。



2 評価等の手続きフロー



3 評価等の手続きの留意事項

- ① 評価手続きを継続した場合の評価結果の報告期限は、それ以前と同様であること。（「農業経営総合対策事業の実施について」別記1の(9)のア及びイ）
- ② 評価手続きを継続した場合の評価結果の報告様式は、それ以前と同様の様式を用いること。ただし、目標達成プログラムの記入欄は5年度目まではしかないので、6年度目の欄を追加すること。
- ③ 目標達成年間行動計画は、あくまでも都道府県が市町村等に対して提出を求めるものであって、国への報告義務はないが、地方農政局長等はその策定状況や結果等の把握に努めること。
(目標達成年間行動計画は、「農業経営総合対策事業の実施について」別記1の(9)のウに規定する改善計画書とは全く異なるものであること。改善計画書は目標年次到達前に行う重点指導の一環。)